

海外旅行における運用手引書（第2版）

新型コロナウイルス感染症について今後、新たな変異株の出現などの懸念はあるものの、ワクチン接種や経口薬の開発による予防・治療対策などが進歩したことにより、世界的に行われてきた行動制限などの様々な制約は徐々に緩和・撤廃されてきている。日本においても、徐々に水際措置が緩和されてきており、海外旅行の本格的再開を見据え、現状（2022年3月17日時点）の水際対策等を踏まえた改訂を行う。

1 海外旅行における留意すべき基本原則

（1）事前に確認すべき事項

① 海外渡航に関する日本国政府の方針について。

ア 外務省・海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

イ 外務省・感染症危険情報とは

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

ウ 厚生労働省・水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

エ 厚生労働省検疫所

<https://www.forth.go.jp/index.html>

② 海外渡航の際に必要な証明書、アプリ等について

海外渡航の際に必要な証明書等の書類やその提示・提出方法などの条件は、渡航先国・訪問地（以下、「デスティネーション」という。）の入国要件や利用する輸送機関（航空会社等）によって異なり、その条件は今後も刻々と変わる可能性があるため、最新の情報を収集すること。また、お客様に対して最新の情報を提供するように努めること。

＜最新情報の収集先の例＞

- ・ 政府観光局
- ・ 外務省
- ・ 在外日本大使館・総領事館
- ・ 輸送機関（航空会社等）
- ・ ランドオペレーター

加えて、入国要件の検索ツールとして“Sherpa”がある。

＜Sherpa（入国要件を検索するツール）＞

<https://apply.joinsherpa.com/travel-restrictions?affiliateid=americanairlines>

現時点での正しい情報を把握するために、JATAでは日本航空やアメリカン航空が加盟するワールドアライアンスが利用している『Sherpa』を推奨する。

■ 利用上の注意事項

知的財産権の観点から URL の転載などの二次使用は不可。

提供される各国入国要件は、日々変更が行われるため十分注意のこと。

＜デスティネーションの入国審査や検疫の際に必要なもの（入国要件）＞

ア 入国時必要な証明書、その他書類（フォーム等）

a ワクチン接種証明書：日本政府がワクチン接種を完了したことを証明す

るもの。

*デスティネーションが定めるワクチンの種類、接種回数、最終接種日等条件の確認。

*ワクチン接種証明書提示が義務付けられている年齢の確認。

*ワクチン接種証明書の提示が免除される条件や必要書類の確認。

(注) 日本国内で発行されたワクチン接種証明書が認められているかも確認すること。

(海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

b 検査証明書（陰性証明書）：以下の点に留意すること。

*検査証明書（陰性証明書）の要・不要の確認。

(例：「ワクチン3回接種済みの場合は検査証明書（陰性証明書）不要」など)

*デスティネーションが定める検査日（到着前72時間以内等）の確認。

*デスティネーションが承認している検体採取・検査方法等の確認。

*検査証明書（陰性証明書）提示が義務付けられている年齢の確認。

*検査機関（医療機関）の指定有無の確認。

c 宣誓書、健康申告書、渡航者追跡フォーム等

*デスティネーションによって筆記またはWEB入力等により提出が求められている。

*デスティネーションによっては接触確認アプリのインストールが必要な場合がある。

*デスティネーションによっては、入国要件として海外旅行保険の加入が必要な場合がある。

イ その提示方法の例

(デスティネーションによって提示方法が異なる場合がある。)

a 紙製の日本発行のワクチン接種証明書原本またはそのコピー

b 新型コロナワクチン接種証明書アプリ

c 紙製（原本またはコピー）もしくは電子化された検査証明書（陰性証明書）

d デジタルヘルスパスポート

(IATA トラベルパス、VeriFLY、Amadeus Traveler ID 等)

e デスティネーションの国・州政府が指定するアプリや WEB サイトへの登録

*上記についてはアプリのダウンロード、必要項目の入力、証明書のアップロードなどの方法をお客様に適切に案内すること。(アプリ等によっては英語対応の場合があるので、お客様にとってわかりやすい案内を心がけること。)

ウ デスティネーションによっては入国時及び入国後に PCR 検査等が必要な場合がある。

<航空会社の搭乗手続時に必要となるもの>

航空会社の搭乗手続時においてはデスティネーションや乗り継ぎ地の入国要件で定められているワクチン接種証明や検査証明（陰性証明）等の書類の確認があるが、その提示方法が入国審査・検疫の場面とは異なる場合があるの

で、提示方法については航空会社のホームページ等で最新の情報を入手すること。

ア 入国要件で必要な書類等の提示が必要となる例（航空会社によって提示方法が異なる。）

a 紙製の日本発行のワクチン接種証明書またはそのコピー

b 新型コロナワクチン接種証明書アプリ

c 紙製（原本またはコピー）もしくは電子化された検査証明書（陰性証明書）

d デジタルヘルスパスポート

（IATA トラベルパス、VeriFLY、Amadeus Traveler ID 等）

e デスティネーションの国・州政府が指定するアプリや WEB サイトへの登録

f 航空会社が指定する WEB サイトやアプリへの登録

（例）ユナイテッド航空“Travel Ready Center”、デルタ航空“Fly Ready”など）

*上記についてはアプリのダウンロード、必要項目の入力、証明書のアップロードなどの方法をお客様に適切に案内すること。（アプリ等によっては英語対応の場合があるので、お客様にとってわかりやすい案内を心がけること。

イ 現地の国内線利用時や日本帰国便の搭乗手続、あるいは鉄道などの他の交通機関利用時のワクチン接種証明書や検査証明書（陰性証明書）等の提示についても確認を行うこと。

a 紙製の日本発行のワクチン接種証明書またはそのコピー

b 新型コロナワクチン接種証明書アプリ

c 紙製（原本またはコピー）もしくは電子化された検査証明書（陰性証明書）

d デジタルヘルスパスポート

（IATA トラベルパス、VeriFLY、Amadeus Traveler ID 等）

e デスティネーションの国・州政府が指定するアプリや WEB サイトへの登録

f 航空会社や交通機関が指定する WEB サイトやアプリへの登録

<クルーズの乗船手続時に必要となるもの>

クルーズの乗船手続時に必要となるもの等については、クルーズ会社に確認すること。

<デスティネーション滞在中に必要となるもの>

デスティネーションによっては、国や地域等のアプリや証明書がレストラン、観光入場箇所等で必要となる場合がある。入国要件とは異なる方法で提示が必要となる場合がある。

<日本帰国時に必要となるもの>

（参考）厚生労働省「水際対策に係る新たな措置について」（2022年3月17日現在）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

下記の日本帰国時の必要書類・アプリ等は今後も条件が変わる可能性がある

ため、常に最新情報を入手するよう努めること。

ア ファストトラックについて（空港での検疫手続の事前登録および審査完了）

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

- a 対象空港：成田・羽田・中部・関空・福岡（2022年3月11日現在）
- b 事前登録期限：入国予定日から2週間以内～搭乗便到着予定日時の16時間前まで
- c 用意するもの：My SOS がインストールされたスマートフォン等
パスポート番号
ワクチン接種証明書
出国前72時間以内の検査証明書（陰性証明書）

イ ワクチン接種証明書

- a 紙製の日本発行のワクチン接種証明書またはそのコピー
- b 新型コロナワクチン接種証明書アプリ

ウ 検査証明書（陰性証明書）

「出国前72時間以内の検査証明書」の提出が必要となる。
したがって、現地滞在中にしかるべき検査機関（医療機関）においてPCR検査等の受検ができるように日程作成及び検査予約を行うこと。特に、以下の点について注意すること。

- a 検査証明書の様式は所定のフォーマットを使用すること。
- b 有効と認められる検体及び検査方法であること。
- c 検体採取が出国前72時間以内であること。

（参考）厚生労働省 検査証明書の提出について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

（参考）厚生労働省 検査証明書について（Q&A）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825073.pdf>

エ 質問票

待機期間中における健康フォローアップのため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先を確認する。日本国内で入国者本人が使用できるメールアドレス、電話番号を質問票に必ず記載のこと。

質問に答えた後、QRコードをスクリーンショットまたは印刷し、提示する。

※「ファストトラック」利用者は、My SOS アプリから質問票の入力が可能。

（質問票）<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/>

オ 誓約書

（誓約書）<https://www.mhlw.go.jp/content/000863645.pdf>

※「ファストトラック」利用者は、My SOS アプリから誓約書の入力が可能。

カ アプリ関連

a 入国者健康居所確認アプリ（MySOS）

b 接触確認アプリ（COCOA）

c スマートフォンの位置情報設定をONの状態にしておく。

（参考）厚生労働省・入国者健康確認センター「日本へ入国・帰国した皆さまへ」

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

<https://www.hco.mhlw.go.jp/pdf/20211001-1-jp.pdf>

- キ PCR 等検査・検査証明（陰性証明）
- a 日本に帰国する際、検体採取が現地出国前 72 時間以内の検査証明書が必要。
 - b 日本到着時に抗原検査等を実施。
 - c 指定国・地域からの帰国の場合の帰国後 3 日目以降の PCR 等検査の受検。
 - d 非指定国・地域からの帰国者でワクチン 3 回目が未接種の場合の帰国後 3 日目以降の PCR 等検査の受検。
- ク 宿泊施設または自宅待機等：
- a **指定国・地域からの帰国者**
 - *3 回目のワクチン接種済みの場合、原則 7 日間の自宅待機が必要。
（入国後 3 日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅待機の継続は求めない。）
 - *3 回目のワクチン未接種の場合、検疫所が確保する宿泊施設での 3 日間待機が必要。宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅待機を求めないこととする。
 - b **非指定国・地域からの帰国者**
 - *3 回目のワクチン接種済みの場合、帰国後の自宅待機不要。
 - *3 回目のワクチン未接種の場合、原則 7 日間の自宅待機が必要。
（入国後 3 日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅待機の継続は求めないこととする。）
 - c 検疫所の宿泊施設で待機対象となっている国・地域（指定国・地域）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

③ **新型コロナウイルス感染症ガイドライン・感染防止対策**

デスティネーションあるいは旅行サービス提供事業者（航空会社、鉄道、クルーズ、ホテルなど）毎に定められた新型コロナウイルス感染症ガイドライン・感染防止対策を確認し、重要と思われる事項は、出発前、旅行中にお客様に適切なタイミングでご案内できるようにしておくこと。

(2) 企画旅行（募集型・受注型）における原則

① **デスティネーション選定に関する原則**

ア デスティネーション選定にあたっては日本国政府の方針に加え、現地の新型コロナウイルスの感染状況（ワクチン接種率・死亡者数・新規感染者数など）、現地医療体制、ロックダウン等行動規制の有無、デスティネーションのガイドライン・感染防止対策を基準とすること。

イ デスティネーションのガイドライン・感染防止対策が国・地域によって違いがあることが考えられるが、「感染しない、させない」ための対策が取られているかという点を基準とし、特にレストランやホテル、乗り物の感染

症対策が十分であることを確認すること。(換気、手指消毒、ソーシャルディスタンスの徹底など)

ウ お客様(オーガナイザー含む)から上記アについて説明を求められることも考えられるので、説明できるように準備や整備(パンフレットやWEBでの掲載やオーガナイザーに対するプレゼン資料等への記載など)を行うこと。

②企画旅行参加者の条件に関する原則

ア 企画旅行参加者は原則としてデスティネーションの入国要件等を満たしていることを条件とする。

イ 健康上の理由あるいはワクチン接種対象外である企画旅行参加希望者については、PCR検査等の検査証明書(陰性証明書)で代替可能かどうかデスティネーションの入国要件等を確認すること。

③旅程管理における原則

ア 旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等及び現地手配を委託する現地ランドオペレーターについては、事前に事業者自らが定めるガイドラインあるいはデスティネーションの定めるガイドラインに沿った適切な感染防止対策の実施が確認できていることを利用の条件とする。

イ 利用する旅行サービス提供事業者の感染防止対策が不十分と判断された時は、ただちに当該事業者の利用を中止し、他の事業者に変更すること。

ウ 添乗員、現地ランドオペレーター(現地係員・ガイド含む)は各ガイドラインを遵守し、旅行中のお客様の新型コロナウイルス感染症に対する感染防止を心掛けるとともに、(マスク着用不要としているデスティネーションであったとしても「感染しない・させない」ために)密集・密接の状況下でのマスク着用の推奨、こまめな手洗い・手指消毒など徹底してご案内すること。なお、現地係員等のないフリー型の企画旅行の場合は、出発前にお客様が行うべき感染防止対策について案内を徹底すること。

④旅行の実施における原則

ア 現地の新型コロナウイルス感染症に関する感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅程の変更や中止を検討し、旅行者の安全確保に努めること。(現地医療体制の逼迫、ロックダウン等の行動規制、航空便の運航状況など)

2 海外旅行における感染防止対策

(1) お客様への案内及び要請事項

※添乗員無しや現地係員対応がないフリー型の企画旅行及び手配旅行については下記①～④についてお客様ご自身で実践いただくため、出発前に適切な方法でお客様にご案内すること。

① マスクの着用

ア 利用する航空会社等運送機関のガイドラインにより、マスク着用の基準が異なることがあるのでHP等を参照し、お客様に対し最新情報を案内すること。

a マスクの種類(不織布マスク(サージカルマスク等)、航空会社によっては布マスク禁止などの規定がある。)

b 長時間のフライトの場合の取り替えルール

(例：エールフランス、ターキッシュエアラインズ、ブリティッシュエアウェイズなど)

イ マスク着用不要としているデスティネーションであっても、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、密集・密接の状況下でのマスクの着用が推奨される。

ウ マスクが現地ですぐに購入できないことも想定し、滞在中に必要とされる枚数＋予備を持参するようご案内すること。

② 手洗い・手指消毒の実施

ア 感染防止のため、旅行中、適宜手洗いと空港・駅・レストラン・観光施設等に設置されている手指消毒液も利用することをご案内すること。

イ お客様には念のため除菌ウェットシートや小型の消毒液（注）などを持参することも推奨すること。（注）液体物の機内持ち込み制限に注意のこと。

③ 身体的距離の確保

ア 旅行中、人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること。

イ 航空機内では食事中以外のマスク着用、貸切バス車内はマスク着用の上、飛沫防止のためにも控えめな会話のお願いをすること。

④ 換気

ア 客室内等、可能な限り窓を開けるなどのこまめな換気をご案内すること。

(2) 海外旅行保険の加入推奨

①滞在先で新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に備えて、お客様に現地医療機関と多く提携し、新型コロナウイルス感染症に対する十分な補償（※1）が組み込まれた海外旅行保険の申し込みを強く推奨（※2）すること。なお、保険会社によって現地での医療情報提供体制が異なる場合がある。またクレジットカード付帯の海外旅行保険については旅行代金や航空券代をそのクレジットカードで支払うことが付帯の海外旅行保険を利用できる条件となっている場合や補償内容が低く抑えられている場合もあるのでお客様には詳しく案内することが求められる。

②企画旅行（募集型・受注型）において取扱事業者は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に備えて、お客様が申し込んだ海外旅行保険の情報を可能な限り事前に収集し、海外旅行保険会社のサポートデスクや医療機関への連絡がスムーズに行えるようにしておくこと。添乗員や現地係員がいない企画旅行については、お客様に対し海外旅行保険会社のサポートデスクの活用を出発前にご案内すること。

③手配旅行においては、お客様に対し海外旅行保険のご案内を必ず行うこと。

(※2)

(※1) 現地での治療費等が高額になる場合に備え、治療・救援費用の補償金額を現地の医療事情に合わせて手厚くすることや、旅行変更費用（特約）を追加することなどを検討する。

(※2) 保険代理店の委託を受けていない旅行代理店や、募集人資格がない者が、保険募集に該当する行為（注）を行うと無資格募集になるため留意すること。保険代理店の委託を受けていない場合は、海外旅行保険を取り扱っている代理店や保険会社に相談・照会すること。

(注) 保険募集に該当する行為

1. 保険契約の締結の勧誘

2. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
3. 保険契約の申込の受領（手続き）
4. その他の保険契約の締結の代理または媒介

(3) たびレジ登録のご案内、現地日本大使館・領事館への連絡

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)

- ① 渡航前にお客様には外務省 海外安全情報配信サービスのたびレジに登録するようご案内すること。
- ② 企画旅行に参加するお客様が万が一滞在先で新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には添乗員あるいは現地係員から（添乗員や現地係員がいない企画旅行の場合は、可能な限りお客様本人から）現地日本大使館・領事館にも連絡すること。
（たびレジに登録することにより、現地日本大使館・領事館の連絡先も確認することが可能）「登録が完了した方に送付する「登録完了お知らせメール」にて、渡航先の国・地域の大使館・総領事館の連絡先やホームページへのリンク情報をお知らせしています。」（たびレジ FAQ より）

(4) 手配旅行における原則

- ① 上述 1. 海外旅行における留意すべき基本原則 (1) 事前に確認すべき事項及び 2. 海外旅行における感染防止対策 (1) ~ (3) についてお客様に最新の情報に基づいてご案内すること。
- ② デスティネーション及び利用する旅行サービス提供事業者（航空会社、鉄道、クルーズ、ホテルなど）が定めるガイドラインを確認するようお客様に促すとともに、必要に応じて情報提供などに配慮すること。
- ③ 現地の新型コロナウイルス感染症に関する感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、お客様に助言すること。

(5) 旅行会社・現地ランドオペレーターが行うべきこと

① (企画旅行) 旅行の条件となっている証明書、アプリ等の案内

- ア 上述 1. 海外旅行における留意すべき基本原則 (1) 事前に確認すべき事項
② 海外渡航の際に必要な証明書に記載されている内容について、証明書の入手、検査予約、アプリのダウンロードなどお客様ご自身が行わなければならないことが多いため、漏れの無いよう、前広に適切な方法でお客様にご案内すること。

② (企画旅行) 旅行中、参加者に新型コロナウイルス感染症の症状（またはその疑い）が出た場合

- ア 企画旅行において旅行中の参加者に発熱または風邪等の症状がある場合は、速やかに海外旅行保険会社のサポートデスクに連絡を取り、現地当局の指示に基づいた医療機関の受診、ホテル待機、PCR 検査の受検等の対応を取ること。また、現地ランドオペレーターと連携・情報共有し、必要な手配の変更を行うこと。
- イ 濃厚接触者（と考えられる参加者等）について海外旅行保険会社のサポートデスクや医療機関を通じ対応方（受診、ホテル待機、PCR 検査等）を確認、指示を仰ぐこと。濃厚接触者の定義（定義の有無、濃厚接触者の扱い等）

はデスティネーションで異なるので確認が必要である。

(参考) 厚生労働省・新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)

「濃厚接触者とはどのような人でしょうか。」

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1 m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#

Q3-3

- ウ 団体旅行等で上記アの参加者と同一行動していた参加者には事情を説明し、当該国・地域のガイドライン等に基づき今後(PCR検査の受検、濃厚接触者の特定や隔離、団体行動からの離団など)ご理解・ご協力いただくべきことについてご案内すること。

③ (企画旅行) 旅行中、参加者に新型コロナウイルス感染症の陽性結果が出た場合

- ア 企画旅行参加者に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た場合は医療機関等の指示に基づき入院・隔離などの対応を行うこと。また、日本大使館・領事館へも連絡を取ること。
- イ 上記アの状況により、旅行継続が不可能と判断された場合は参加者に事情を十分説明した上で、旅行を中止する。参加者から帰路手配の求めがあれば、当該参加者の負担により帰国便等の手配を行い、可能な限り速やかに帰国させること。
- ウ 旅行開始後に旅行を中止する場合は、旅行者が未だ提供を受けていない旅行サービスに係る部分の旅行代金は返金しなければならない。この際、旅行サービス提供機関が課す取消料・違約料は参加者の負担となる。

(参考)

*東京海上日動海外総合サポートデスク

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/telephone/?_ga=2.63546415.1807269777.1634518262-656458920.1633049607

*外務省 世界の医療事情

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>

*外務省 医務官駐在公館

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/tantou.html>

*外務省 大使館・総領事館のできるごと

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/dekiru-koto.pdf>

本運用手引書を監修頂いた皆様方(順不同)

久留米大学 渡邊 浩 教授(一般社団法人日本渡航医学会 副理事長)

航仁会 西新橋クリニック 大越 裕文 院長(同 理事)

日本赤十字社和歌山医療センター 古宮 伸洋 部長(同 評議員)

藤が丘オーキッドファミリークリニック 伊藤 祐一 院長(同 評議員)

第1版 2021年12月16日

第2版 2022年4月13日